

○財務省告示第二百五十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年七月十一日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の条項及びそ の振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（二十年）（第九 回、第三百三十四回、第三百三 十六回及び第三百四十一回）、利付国庫 債券（三十年）（第九回、第十 八回、第二十一回、第二十二回、 第二十四回、第二十七回、第三 十二回及び第三十四回）及び利 付国庫債券（四十年）（第一回及 び第二回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。				

六 発 行 額
 七 払 込 金 額
 八 最 低 額 面 金
 九 振 替 単 位

五 万 九 千 六 百 十 九 億 八 千 三 百 八 十 三

の 記 載 又 は 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿
 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と

十 一 発 行 価 格 日
 十 平 成 二 十 五 年 七 月 十 一 日
 百 円 対 象 国 債 次 の 算 式 に よ り 算

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十 二 利 率
 十 三 経 過 利 子
 の 払 込 み

(一) (別表のとおり) は、募入決定額に通知を受けた者
 式に、払込金額の加えられたる。は、日に行
 期日に行払い算出むものとする。の
 各発行対象国債の面額利率の
 総額×各発行対象国債の前利率の子
 100×各日発行日かまで発行日と日
 支規に(子なる支場合には、零。)行日と日
 支規に(子なる支場合には、零。)行日と日

(二) 発 行 時 に お い て、 そ の 利 子
 係 る 所 得 税 が、 泉 徴 収 さ れ
 に の る と し て は、 振 替 口 座 簿 中 の
 る 座 の 記 載 又 は、 前 記 簿 算 式
 の 口 座 記 載 又 は、 前 記 簿 算 式

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券(第三十回)	二・三%	平成三年五月二十二日	七十二億円
利付国庫債券(第三十回)	二・五%	平成九年四月二十九日	七十億円
利付国庫債券(第三十回)	二・五%	平成九年四月二十八日	百億円
利付国庫債券(第三十回)	二・五%	平成三年四月二十八日	二百二十四億円
利付国庫債券(第三十回)	二・三%	平成十年四月二十七日	二十四億円
利付国庫債券(第三十回)	二・三%	平成九年四月二十七日	二百八十四億円
利付国庫債券(第三十回)	一・四%	平成十年四月二十四日	九十五億円
利付国庫債券(第二十四回)	一・七%	平成十年四月二十四日	十一億円
利付国庫債券(第二十三回)	一・六%	平成九年四月二十四日	四十九億円
利付国庫債券(第二十三回)	一・八%	平成九年四月二十四日	九百九十六億円
利付国庫債券(第二十九回)	一・九%	平成九年四月二十一日	七百二十三億円

（利付二十年国庫債券）	（利付十一年国庫債券）	（利付三十年国庫債券）
二・二%	二・四%	二・二%
平成六年六月二十一日	平成六年六月二十一日	平成三年五月二十三日
二百二十三億	二十五億	百九十九億